

第10回 下野市行政改革推進委員会会議録

日 時 平成20年3月26日(水) 午前10時～11時15分
場 所 下野市役所国分寺庁舎 304会議室
出席委員 杉原弘修会長、金子伸祿委員、小林経夫委員、小山中井委員、伊澤和子委員、高田敦子委員、高山幸子委員、青木ムツミ委員、岡本英樹委員、前原保彦委員
欠席委員 なし
出席者 篠崎第一分野担当副市長、小口第二分野担当副市長、古口教育長、野口総務企画部長、諏訪市民生活部長、毛塚健康福祉部長、齋藤経済建設部長、川俣上下水道部長、石田教育次長
事務局 (企画財政課)
篠崎課長、小口主幹兼課長補佐、布袋田主幹兼課長補佐、古口主査、坂本主事
傍聴人 2名

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会

会長挨拶

(杉原会長) 今日は10回目の会議となる。本日もよろしくお願ひしたい。

議事

会議録署名委員の指名

(杉原会長) 本日の会議録署名委員は、金子委員と小林委員にお願ひする。

1) 前回会議録の確認について

(杉原会長) 前回会議録について確認をしたい。訂正等があれば発言をお願ひしたい。

(金子委員) 4ページ30行目の私の発言で、「目的別に判例を入れたほうがよいと思う。」とあるが、判例という専門用語を使ったように記憶していない。「事例」ではないかと思うので、音声記録を確認していただきたい。

(事務局) 確認させていただく。

(杉原会長) 他になければ、金子委員の発言を確認、修正していただいて、会議録の確定とする。

2) 補助金の見直しについて

(事務局) 資料1「下野市各種団体等の補助金の交付に関する基準の取り扱いについて」に基づいて説明

- ・ 前回の会議では、次回委員会までに基準の解説を加えて欲しいとの要望があった。本日は、その解説について説明する。
- ・ 「第1 基準作成の目的」では、合併前の基準がばらばらであったことを受けて、公平性・公正性・透明性を確保した統一的な基準を作成することを目的としている。公平性・公正性・透明性の意味については、【解説】のところで説明している。
- ・ 「第2 定義」では、「補助金」の定義について記載した。「対価なく支出するもの」というのは見返りがないということで、あくまでも補助金は、一方的に交付するという位置づけになっている。団体そのものの意味については、何人かの人が共通の目的をもって集まって作った集団ということであるが、ここで言う「団体」の定義については【解説】～にある。
- ・ 2ページ「第3 交付基準」であるが、補助金等の交付は、公益上必要かどうかということが基準になる。公益上必要かどうかの基準は、【解説】の～に示している。公益上必要かどうかの基準の は、住民自治、社会福祉分野で、地域コミュニティ、自治会等を想定している。公益上必要かどうかの基準の は、教育・文化・芸術・スポーツ分野で、体育協会、スポーツ少年団、文化協会等が該当すると考えられる。公益上必要かどうかの基準の は、経済、産業の振興などの分野で、商工会などを想定している。
- ・ 「1 基本的事項」は(1)から(5)を定めてある。公益上必要であることや、費用対効果が認められること、会計が適切であることなどである。なかでも(1)はア～ウの3項目のいずれかを満たすこととした。特に「イ」の「市民の福祉」については、広義の「しあわせ・幸福」を意味している。費用対効果は、行政評価に基づきながら、認められるかどうかを評価するものとしている。
- ・ 「2 個別的事項 (1)」では、交際費や慶弔費などについては、補助金の交付対象事業に含めないものとした。特に、飲食費の判断を整理したが、団体の活動を事業と運営とに分け、事業に関わる飲食費のみを補助対象とした。【解説】に記している通り、総会等の会議時の飲物代は「運営費」にあたるため該当しないが、イベントなどの事業の場合は「事業費」に該当する。総会等の会議で何も飲むなということではなく、補助対象にならないということである。
- ・ 「2 個別的事項 (2)」では、補助率について記載している。原則として、対象経費の2分の1以内としている。
- ・ 「2 個別的事項 (3)」の補助金の見直しについては、平成20年度を基準として3年ごとに見直すこととしている。見直しの考え方は、【解説】の～に示している通りである。

- ・ 「2 個別的事項 (4)」の補助金の交付にあたっては、基本的事項を定めて予算執行の標準化、適正化を図ることとしたものである。

- (杉原会長) 説明いただいた資料1に基づいて、審議に移りたいと思う。その前に、傍聴の方が2名入られたので、皆さんにご了承いただけるか諮りたい。傍聴を認めることでよろしいか。
- (委員) (了承)
- (杉原会長) それでは、審議に入りたい。ご意見をお願いしたい。
- (金子委員) 前回は申し上げたが、団体の定義に人数が入っていない。人数については、2人いれば団体と考えてよいのか。
- (篠崎副市長) 実態としては、小さい規模で活動している団体は少ないと考えている。
- (金子委員) 人数による規制は、しないと考えるとよいのか。
- (篠崎副市長) 団体の目的に応じて、対応したいと考えている。
- (小林委員) 第1の「目的」の「公平性」のところ、「特定のものの利益に供することがない」とあるが、この「特定のもの」とは具体的に何をさしているものか。
- (篠崎副市長) 前段に「効果が広く市民におよび」とあるように、「特定のもの」というのは、市民に広く利益がおよばないと理解していただきたい。
- (小山委員) 3ページ目の「基本的事項」の「費用対効果」の効果は、どのような判断でなされるのか。
- (篠崎副市長) 補助金の基本的な性格から、市民に広く効果がおよぶことが求められる。補助金を出したことに對して効果が認められるということは、市民生活の向上に効果があると理解していただきたい。
- (野口部長) 「費用対効果」について付け加えると、各団体から補助金の交付調書を提出していただく。その中に、団体の活動による効果を記載していただく箇所があり、具体的な判断の基準にしたいと考えている。また、平成19年度から行政評価システムを導入しており、その事務事業の評価結果を来年度当初予算に反映している。補助金についても、事務事業の一環として評価の対象としている。数値的に評価するのは難しいが、具体的に妥当性のある判断をしたい。
- (小林委員) 4ページ「2 (3) 国、県等の制度による上乗せ補助金」の「上乗せ」とはどのようなものか。
- (事務局) 制度によって国・県の補助金に、市の補助金を上乗せして補助をすることがある。例えば、老人クラブには県から補助金が3分の2出ている、その上に、市が3分の1を出している。
- (小林委員) 例えば、それぞれの団体の人数に応じて、どのくらいの補助金を出して

いるのかが分かるように、資料の補助金一覧に加えてもらえば参考になる。

- (事務局) 国や県の補助については要綱があり、そこに基づいて補助金が出されていて、そこで人数なども判断されている。
- (前原委員) 4ページの「廃止するもののなか」に、「当初の補助目的が達成されたもの」とあるが、具体的にはどういう状態をいうのか。
- (野口部長) 団体によって設立意義や目的は違うので、統一的・絶対的な判断基準はない。当該団体においても、行政においても、団体が掲げた目的が達成されたというコンセンサスを得られれば、妥当な判断をするようにしていきたい。その妥当性のある判断をするための統一的基準とご理解いただきたい。
- (杉原会長) ヒアリングの機会があると思う。行政側が継続を認めないというケースでは、申請する団体側との衝突はありうる。スムーズに認められるケースは、逆に少ないのかもしれない。そのように想像するが、それはそれでよろしいか。
- (野口部長) おっしゃるとおり、妥当性を判断するためにはヒアリングをして、双方のコンセンサスを得る機会は当然出てくると思われる。
- (前原委員) 色々な団体が立ち上がる時に補助をして、その団体が一人歩きできるようにバックアップする。そこで、補助金は打ち切られる。しかし、そういった一人歩きが出来るようになった団体が新たにイベントを開催しようとした時に、例えば、講師費用とかを新しく補助申請するということで対応するのか。
- (篠崎副市長) 現在の補助金は運営に対する補助金であり、いま前原委員がおっしゃったような事業、イベントにおいて発生する費用は、別の見方をしたいと考えている。
- (高山委員) 補助金一覧表には から まであり、その内の について、本日説明していただいたと考える。社会福祉協議会は に入っているが、 よりも に入れたほうがふさわしいと思うが、この振り分けはどのような基準に基づいているのか。
- (篠崎副市長) 市としては、社会福祉協議会や商工会など、年間を通して活動をしている団体は に入れたい。
- (高田委員) 2ページの交付基準の中の 、教育・文化・芸術・スポーツ等の基本的事項の「著しく」や「しあわせや幸福」という概念的な言葉には、判断する側の主観が入ってしまうと思うが、主観が入っても判断すると理解していいのか。
- (野口部長) の「著しく」とあるが、これは無くてもいいのかなという程度のもの

- で、要するに「貢献する」ものであればよいと考えている。2つ目のご指摘の概念的言葉に担当者の主観は入ってくるかもしれないが、より妥当性のある判断を求めるということで、理念的な意味合いがベースにある。
- (杉原会長) 行政には「裁量的」と言われるところがもともと多い。最近は大いぶん縮小されているが、そういった特徴が出ているところだろう。「著しく」かどうか、「しあわせ・幸福」かどうかを誰が判断するのかということになるが、「裁量」で判断を有る程度行政機関に委ねるということが国際的にも見られる。その判断にもし間違いがあれば、行政機関の考え方の能力を後で問うことになる。「著しく」というのは「誰から見ても貢献している」と思われるものということだが、普通に使われている。
- (伊澤委員) 3年という見直し期間であるが、3年を経たない内に、例えば活動が2年で終わった場合も補助金がもらえ続けるようにみてとれる。2年で終わるものは2年でというように、団体が緊張感を持って活動するように文章を追加してはどうか。
- (篠崎副市長) 細かいところまで、この基準で謳うことは難しい。ここに表記していないからといって、目的が達成されても補助金を認め続けるということではない。
- (伊澤委員) 副市長のおっしゃることは理解できるが、一般の方が読んだ場合に、3年は黙っていてももらえると解釈するように思う。
- (篠崎副市長) 委員のご懸念も理解できるが、運営費についての補助金は、5年や10年は継続しているものが一般的である。あくまで継続的な活動をする団体に対する補助金の基準である。
- (杉原会長) これは平成20年度からの施行であるが、平成21年度に新規団体が申請した補助金の交付期間はどうか。
- (事務局) 平成20年度からの施行で、20年度に申請した団体は、22年度までの3年間継続する。平成21年度に新規団体が申請した補助金については、21年度にスタートして23年までの3年間継続とするが、あくまでも行政は単年度会計主義であるから、毎年見直しをして最長でも3年までしか継続しないということとご理解願いたい。
- (杉原会長) この「平成20年度を基準とし」とあるのは、あくまで基準のスタートラインであると、今の説明で了解した。
- (前原委員) 4ページの「補助金の交付に関する基準」に適合しない団体への補助と表現されているのは、3町合併の前までに様々な団体に対して補助してきた経緯から見直す、とみてよろしいのか。
- (事務局) 従来は補助を出していたが、会計処理が不明確であるとか、途中で基準から外れてしまった団体がある場合には、廃止・減額するものもあると

ご理解いただきたい。

- (杉原会長) 団体の会計処理、補助金の使途が適切でない場合は記載があるが、その他、適合していないことがあった場合に廃止することもありうるという意味だろう。例えば、団体の会計処理、補助金の使途が適切であっても、人数が激減して1人になった場合などがありうる。「その他」と付ければわかりやすいと思う。他に意見などがあればお願いしたい。それでは、結論について皆さんのご確認をいただきたい。皆さんの検討で、かなり充実した基準になったと思う。他の市町村では、まだない基準なので、この補助金の交付に関する基準が施行されれば相当注目されると思う。賛否についてお一人ずつご意見を伺いたい。高田委員から願います。
- (高田委員) 賛成
- (高山委員) 賛成
- (青木委員) 賛成。この基準による見直しの結果、どうなるのかに関心がある。
- (岡本委員) 賛成。行政評価によって、各課の予算も厳密に絞って行っていたかと思う。
- (前原委員) これでスタートしてみてよいと思う。ただ、旧3町時代から引きずっている似たような団体をどのようにまとめていくのか、そのあたりも含めて考えていただきたい。
- (金子委員) 賛成だが削ることを前提にした基準であるように思う。新たな団体を育てることも気をつけていただきたい。
- (小林委員) 賛成。先ほど前原委員からあった、似たような団体の統廃合の可能性はあるのか。
- (篠崎副市長) 団体と話し合いをしていきたいと考えている。
- (小山委員) 賛成。後は、行政が大変だと思うが、がんばっていただきたい。
- (伊澤委員) 賛成。行政は大変だと思うが、メリハリを付けてがんばっていただきたい。
- (杉原会長) 私も賛成である。全員賛成で認められた。
以上を持って審議は終了とする。その他、事務局から願います。

3) その他

- (事務局) 本日で19年度の審議は終了となる。昨年来の5回にわたる慎重な審議に対して感謝申し上げる。来年度もよろしく願いたい。本日の会議録は、調製が済み次第、各委員に郵送させていただく。所定の用紙を用意させていただくので、修正箇所等があれば記入いただきご返送頂きたい。それを署名委員に確認していただき、最終的に杉原会長に確認していただいて確定とさせていただきます。これでよろしいか。

- (杉原会長) 皆さん、よろしいか。
- (委員) (了承)
- (事務局) 次に、平成 20 年度の開催予定である。現在のところ確定していないが、おおむね 6 月ごろを目途にと考えている。内容は、平成 19 年度の行政改革実施計画の進捗状況の確定版を提出したいと考えている。
- (杉原会長) この間の推進委員会での結論というか、確定事項を市長に報告する場はあるのか。
- (事務局) 推進委員会での議論は、庁内の行革本部会で逐次報告している。形式的なものは考えていない。
- (杉原会長) 了解した。次回は 6 月頃ということである。ここで、傍聴の方に感想を伺いたい。よろしければ一言お願いする。
- (傍聴者) 本日の会議資料がなかったので、検討内容がわかりづらかった。また、行政とキャッチボールをしながら市民の税金の使い方について慎重に考えていただけていることがわかってよかった。
- (杉原会長) 事前に事務局の企画財政課にご連絡いただければ、資料などは用意できると思う。
以上をもって終了とする。

以上